

ドミニク＝キャローの『国際法（第8版）』

—その翻訳①—

Dominique Carreau's DROIT INTERNATIONAL (8e edit.) — its trans. ① —

稲 原 泰 平

Yasuhei Inahara

目 次

【Ⅰ】訳者前書き（フランス語原著について）

【Ⅱ】第1回邦訳（原著pp. 9～33/pp. 666）

【参考資料（中国文邦訳） —中国における国際関係研究の特徴—】

【Ⅰ】訳者前書き（フランス語原著）について

今回邦訳を手がけた原著はAmazonを通じて取得したフランス語原著である。原著者のドミニク＝キャローはパリ大学の国際法教授である。彼はイギリスのマルコー＝ショー Malcolm N. Shawやクロフォード James Crawfordなどと共に今日のヨーロッパを代表する国際法学者の1人である。ショーやクロフォードも大部な著作を発表して今日の地位を築いたが、彼らの著作の客観的合理的記載内容は我々日本人の執筆姿勢とさほどの違いはない。しかし、今回邦訳を進めているキャローの原著は、かなり異質な特色のある国際法テキストである。いくつか箇条書きにしてその特徴を挙げてみよう。

1. 1986年の初版以来、2004年に第8版（本文666ページ，Pedone刊）を公刊している。フランスを中心としてかなり浸透している定番的国际法テキストであることが推測される。
2. 脚注が付されておらず参考文献などは本文中に吸収されている。脚注番号や脚注がないからテキストとしては読みやすく、記述方式は外見上簡明且つ一様であって、

読んでいても疲労感を覚えない。

3. キリスト教的素養を背景とした記述にヨーロッパ的伝統を感じさせ、合理的・客観的記述を重視する他の国際法テキストとの相違が際立っている。これは、原著者の個人的特徴によるものであろう。

以上、特に気が付いた点を3点指摘したが、私にとってはフランス語原著の邦訳は初めての試みである。語学力の不足から、邦訳表現が不適切・不十分であったり誤訳をしている箇所があるのではと私自身恐れている。しかし、それでも、こうした暴挙(?)をあえて行ったのは、英語文化圏以外の国際法学の動向や特徴に興味を持ったからであり、その動向や特徴を原著の邦訳を通じて、直接読者に知っていただきたいと念じたからである。

(1) 本稿で紹介している邦訳は、原著の本論666ページのうち、pp. 9～33の箇所である。逐次、原著の邦訳を本論集で発表していきたいと思っている。

本稿末尾には、【参考資料】として、中国における国際関係研究の特徴を示す中国語文献の邦訳を挙げておいた。中国の研究者が自認する中国における国際関係研究の特徴が、きわめて明瞭に記載されている。この種の中国語文献の邦訳は、日本ではほとんど行われていない。おそらく、この【参考資料】が国際法・国際関係論分野でのわが国最初の試みであろうと思われる。国際法および国際関係論研究者にご一読いただければ幸いである。ちなみに、【参考資料】の出典原著は北京大学国際問題研究双書編集委員会編『全球政治与全球治理—政治領域の全球化—』(中国国際広播出版社2004)である。原著は、グローバリゼーションに関する英語・フランス語・ドイツ語・ロシア語の論文を集めた論文集(原原著)の中国語訳単行本である。私が邦訳したのは中国語訳責任者の梁守徳の「巻頭言」の箇所である。

(注)

- (1) 最近のフランス語国際法文献の紹介(書評)として次を見よ。村上太郎『Pierre d'Argent, Les reparations de guerre en droit international public, La responsabilite internationale des Etats a l'epreuve du la guerre』(国際法外交雑誌第103巻第4号pp. 216～221)。

【Ⅱ】第1回邦訳（原著pp. 9～33／pp. 666）

序 論

国際社会の法

参考文献、—《古典的》概論書では、フランス語版のディンとダイユとペレの共著や英語版のオッペンハイムの著書を除き、国際法や国際社会の歴史についてあまりページは割かれていない。概論書として次を推薦しておこう。A.Nussbaum, *A concise history of the law of nations*, McMillan, New York, 1954, 376p. 現代国際社会の法の変化を分析した秀逸な著作として次を見よ。W.Friedman, *The changing structure of international law*, London, Stevens, XVI, 410p., 1964.

1. ベンサムBenthamの言葉：国際私法と国際公法 — 幾度と無く記述されているように一特に過去において—国際法は西洋キリスト教文明の産物であったし、近代の始まりとともに、即ち16世紀から生まれ育った。国際法を国家間関係を規律する成文及び不文の規範の全体と定義すれば、その定義は正確である。この観点に立つて、ベンサムが提示し広く受け入れられている言葉を借りれば、この《規範体系corpus juridicum》こそ、本質的に国家法（又は国内法）の一分枝たる国際私法と対峙して理解される国際公法の資格を持っている。

2. — 明らかに、そうした概念—しばしば《古典的》と賞賛される—それは、16世紀初頭に始まり、一般的には第2次大戦終結後まで続いたその期間の現実の国際社会の全ての国家に十分通用した。

要するに、国際社会を自然環境と観て、その発展の中で国際法を観察しなければ、国際法とその役割の実態を十分に理解することは不可能である。

3. 構成 — 国際法を定義しその特徴的諸原則を説明する（第5部）前に、国際法（又は、少なくとも、《部分的》国際法）が近代国家成立以前にも実際に存在していたことを示したい（第1部）。明らかに、意識の変化と生活様式の発達、特に近代国家の誕生と発展に合わせて、16世紀から始まり、第1次大戦まで続いた（第2部）。両対戦間の時代、国際社会及びそこに適用される国際法の構造は深刻な修正を被った（第3部）。こうした展開は1945年以降、更に加速し国際社会及び国際法は基本的変動を依然として経験しており、従来の諸概念を時代遅れにしている（第4部）。

第 I 部

近代国家誕生以前の国際法

4. 国際法の存在の恒久性 — 国際法を一般的且つ《否定的な》疑いを抱かず一国家法（または、国内法）とは全く関係のない主体や事態に適用される成文及び不文の規範の全体として理解するならば、国際法の存在は常に確認することができる。モンテスキューは《法の精神Esprit des Lois》の中で、戦争捕虜を収容する国家は全て、捕虜たちの取り扱いを定める特殊な法規の体系—諸国家間の法le droit des nations—の存在を知っていることを思い出させてくれている。(Nussbaum,op.cit.,p.1).

他方、人間なくして法は存在し得ないことを銘記すべきである。ここで想起されるのは、《人間の生活が法を作っている》という有名な基本的定理であって、この言葉は国内秩序だけでなく国際秩序にも全面的に当てはまるといえる。

こうした見方をすれば、国際法の《航跡》は聖書やギリシアの都市国家間の実行にも、ローマ帝国や中世の歴史の中にも容易に発見できる。その航跡に従って私たちは国際法の歴史を遡ることができるが、それは単に《歴史的好奇心》を満たすだけではない。国連憲章に始まる現代国際法を再発見するような深い印象を受けるのである。

§ 1 — 聖書の貢献

(特に次を参照せよ。P. Weil, Le judaïsme et le développement du droit international, R.C.A.D.I., 1976-III, pp.253 et s. et surtout les pp.272-300).

5. 聖書が持っている現代的視点 — 聖書が国際法の最初の《マニュアル》であり、基準になるといったら、それは明らかに言いすぎである。しかし、聖書には、依然として現代国際法の中心に位置する多数の《視点》が含まれている。又、聖書が提示している《国際社会》は、《人類社会の統一》と《国家の並存》という2つの対立的思想を表現している。ここで国連憲章の前文と第1章が想起されるはずである。更に、聖書には、個別の明示的規範のほか、人類全体に課せられ、誰も逸脱できない最高の本質的な道徳的又は法的規範が含まれている。ここで更に、豊かな《自然法》—*jus naturae*—思想を指摘しなければならない。この思想から、例えば、今日再登場して1969年の条約法に関するウィーン条約で公認された強行法*jus cogens*の概念が生まれている。

6. — 同様に、聖書の中にも、《諸民族間の法*jus inter gentes*》に関連するもう1つの《視点》が含まれている。それは、平時と戦時に諸国家及び個人に適用される規範たる国際関係法の視点である。すでに、今日の条約の起源と考えられている部族間の関係を定めた厳粛な文書たる《約束》が存在している：特に、いったん締結された約束は厳守されなければならないとされる。《約束は守るべし*pacta sunt servanda*》という条約法の基本原則の起源がここに見られるのではないだろうか？大使は敬意のある待遇を与えられなければならない、その身体は不可侵である。この原則に対する侵害は戦争に訴えることのできる違法行為である。依然として国際社会の基本的且つ初歩的な制度の1つであり続ける《外交免除》の起源が見出されるからこそ、近年の侵害事件にもかかわらず、人々はこの制度の正当性を信じているのである（1979年11月以降、アメリカ大使館内に外交官が《閉じ込められた》事件で1980年5月国際司法裁判所がその判決（*Rec.1980,p.3*）で、全会一致で、この違法行為が《諸民族間の法*droit de gens*》の本質的で十分に確立した原則に反すると判旨している）。
7. — 個人の権利の防衛及び保護も同じくバイブルに現れている。一定数の基本的人権が、実際に、言及されている（人格権、自由と安全、公正な裁判を受ける権利、亡命権・・・）。人権の保護に関する最近の《規約》《条約》《宣言》は、それぞれどのように違うのであろうか？外国人の待遇は聖書でもしばしば改善すべき対象とされている：聖書では外国人と《国民》の待遇の平等の原則が定められ、外国人の保護が命じられている。これこそ、いまだに国際法が現実にも悩みつ、実現を果たしていない問題ではないのか？

§ 2 — ギリシアの都市国家の実行

8. “我々”と“彼ら” — 国際法の形成に対する《ギリシア》の貢献は全く別物としても、それでも内容的に示唆に富むものであった。ギリシア人は彼らの都市国家と《蛮族》とさげすんでいた部族ないし民族との間に本質的な差異を認めていた。結局、両者の関係は単なる軍事力の差に基づいていたのであって、法と正義に基づいていたわけではない。こうした差別はこれまでのキリスト教国間の文明世界、即ち、《蛮族》世界とは異質な世界の国際法（16世紀から第2次大戦終了まで存在した）にも見受けられる：国際法は《文明国》間には適用され、この限定的で確立したクラブに入らない《部外者たる》国々に対する配慮は無かったようである。
9. 国際法と利益社会 — 国際法は一基本的に明白なことであるが一記録に残っているギリシア都市国家相互間に適用されていた。ギリシア人は、各都市と住民たちが文化や文明や宗教など多くの点で共通点を持つことを認識していた：そこで、古代ギ

リシア共同体が特定の共通の法に服するのが当然と思われた。そして、国際法と基本的に同じ思想が主張されたのである：それは、国家間に一定の利益社会が存在すれば国際法が生まれ発達するという考えである。それは、国際法に伴う現実的困難は、全て実際に国際社会を構成している約190カ国の多様性に基づいて、普遍的に観察されることを意味する。更に、この考えによれば、一般的に地理的に近接し連続している文化・文明の類似した国々を統一する自然的一体性に基づいて《地域》国際法が大いに発展するという結論になる。

10. 調停の発明 — もっと具体的に言えば、ギリシアの都市国家の遺産は2重に存在している。1つは、都市国家間で紛争の最低限の事前規制として調停が発明されたことである；国際法上のこの主要制度はその後の歴史を通じて偉大な成功を収め、制度として発展を続け、国際関係の新分野（経済分野）だけでなく、研究分野（東西関係や国家対私人の関係）でも利用された。更には、調停によって、戦争の人道化（捕虜の《人道的》待遇、一定の場所（寺院）や人（聖職者や預言者）の不可侵）が確立した；注意すべきことに、この目的は一不運にも—1864年の赤十字の創設—そして運動—以来1世紀に渡り発達を続けた国際人道法の核心的テーマとしていまだ完成していないのである。

§ 3 — ローマ帝国の遺産

11. 直接的影響 — ローマ人—卓越した法を持つ民—は、国際法の形成とその歴史に深い影響力を及ぼすことになった。ローマ法の貢献はたびたび直接的に又間接的になされた。直接的な言い方をすれば、ローマ帝国は外部の国家との関係を規律する正確な規則—明らかに国内法である—を持った最初の《国家》というわけではなかった：例えば、平時ローマ法も戦時ローマ法も、特定の聖職者たち（祭官団）によって執行される宗教的権力を持っていたのであって、彼らが世俗法であり宗教法でもある《宣戦講和の権*jus fetiale*》を行使したのである。更に、例えば、この祭官団は外国がローマに対する敬意を払う義務を果たしたかどうかの認定権を持っていた。この義務不履行が《正当》戦争の根拠になったのである。彼らは、軍事行動を開始する前に極めて形式的に開戦を決定した。ローマ帝国は外部の諸国家との条約も相当数締結している：友好条約や亡命者保護条約、そして同盟条約などが目立っている。これらの条約は、しばしば、《紛争解決》のために調停を基本としたさまざまな規定を含んでいた。ローマ帝国は、重大な刑罰からの身体の不可侵を享有する大使の派遣と接受という慣行をもはぐくんだ。最終的に、そして至る所で、ローマ帝国はローマ市民と外国人との間の関係を規律する特別の法体系：万民法*jus gentium*を

生み出した。この言葉はしばしば、《諸民族間の法*droit des gens*》と別訳され、当時の国際法—相当、大まかな規定で構成されるが—を意味すると考えられ、そのように理解されている。ローマ市民に一般的に適用されるローマ法は《ローマ市民法*jus civile*》であった。しかし、外部の国家がローマ帝国と友好条約を締結する限りで、特権的人物に《万民法*jus gentium*》という特殊な法体系が適用された。そのこと自体は、ローマ帝国国内法の I 体系を一部の外国人に適用できるようにしたにすぎない。それは《国際法》即ち《諸民族間の法*jus intergentes*》ではない。常に、この《万民法*jus gentium*》の貢献は正義の実現の点で評価すべきものであった：外国人は滞在国の君主の保護下に置かれ、彼は外国人を尊重する《最低限度の》義務を負っていた。この原則的立場は、そのとき以来ずっと、国際法で承認されている。

12. 間接的影響 — ローマ法が国際法の発達に及ぼした影響も、間接的ながらも、きわめて深遠なものがある。ローマ法は、中世後半に《再発見され》、《書かれた節理》（*ratio scripta*）の資格を認められ、かなり早く、キリスト教社会—特に、ゲルマンの神聖ローマ帝国—の《共同体法》になっていた；ローマ法はきわめて当然のことながら、国際関係を規律する前に、国内社会の規則を作成するときの《参考法規》とされ、豊かな発想を与えてくれたのである。しかも、実際に嬉しいことだが、“国際法の一般原則”という用語の起源はローマ法の法制度に遡ることができる。
13. 自然法の承認 — 結局、一般論としては、ローマ法は聖書の中にしばしば現れている《自然法》（*jus naturae*）の一角を形成しているといえる。キケロは、特に、全ての人間に共通の《理性法》を広めたが、その理性法の実在は紀元前3世紀のギリシアのストア哲学に由来していた。《自然法》の軌跡はローマの《法体系》に遡れるだけでなく、ガイウスGaiusが《自然的理性》と定義している《万民法*jus gentium*》に遡ることもできる（See Nussbaum, *op.cit.*, p.15）。この《自然法》は、例外的場合を除いて、常に国際法を《彷徨っており》、国際法の歴史の中に実存しており、現代に至っている。

§ 4 — 中世の国際法

14. 臣民の関係が国籍の起源 — 中世は、複雑で評価しにくい時代であるが、国際法の歴史にとって不利な影響が及んだ時期であった。明らかに、一般的には、この時代の制度や行為は国際法の発達にとって障害となった（See Briery, *The Law of Nations*, pp.2-5）。もっと正確に言うと、中央集権国家が未成立のこの時代は、結果的に、国際法、または、少なくとも一部の国際法規の出現を許容する条件が成立して

いなかった、国際法の出現は、16世紀以降の近代国家の誕生まで待たなければならなかった。例えば、封建制度が国家及び中央集権政府のアンチテーゼであり否認であったことは明らかである。同じく、カトリック教会とカノンローの全能的支配は強力なブルジョワ階級と《世俗的》地方法の存在に敵対する関係にあった。しかし、封建制度は、土地所有に基づく主従関係を強調し、個人的忠誠の組織網を形成し、その後の中央集権的君主国の《領域》主権を準備し、民族国家内での君主に対する臣民の忠誠義務の定着に貢献した。

15. **まとめ** — カトリック教会とカノンローの優越によって、一般に理解されているように、国際法の歴史に全面的にマイナスの影響が及ぼされたわけではない。宗教改革までは、ブルジョワ階級がまだ支配階級として承認されていなかった：ローマ法王が諸国の上位にあるとして承認され、諸君主に対して管轄権を行使しただけでなく（教皇ハドリアヌス4世は1155年に、イギリスのヘンリ2世にアイルランドの征服を《許可し》、教皇アレクサンドル6世は1493年に南米で発見された新世界の《分割》をスペインとポルトガルとの間で仲介した）、教会及び神学の伝統的教義では、常に人類は《1つ》であり、逸脱し得ない神の最高で権威的な法に支配されているとされていた。明らかに、自然法の起源と性格はもっぱら神に求められるが、カトリック教会とカトリック神学はすでに、聖書の中に見出され、全人類と同じくらい古くから存在する超越法の思想を維持していた。

16. **超越法の存在** — 要するに、中世は国際法の発達にとって全くマイナスの時代であったとはとてもいえない。国際法はすでに十分基礎を備えた制度になっていたのである：国際条約の存在、条約遵守義務、君主や民族相互間の紛争を解決するための仲裁の利用、《正当》戦争の人道化（休戦と神の平和、宗教的建築物と巡礼者の不可侵）がそういった基礎を構成していた。カトリック教会およびカノン法学者によって、中世は市民勢力に人間性を喚起し、万人が共通の超越法に服していることを思い出させてくれた時代であった。

第 II 部

16世紀の近代国家の成立から第1次大戦までの国際法

17. — 近代国家の誕生と《古典的》国際法の発達とは緊密な関係がある。即ち、国際法は国家間関係を規律する規則の総体として知られているからである。もし、そういう概念が—19世紀全体を通じて—存在した国際社会を前提にしているならば、そ

の種の国際法概念は今日全く受け入れられないのであって、現代国際法の至る所に現れている伝統的な紛争解決方法を理解するのに役立つ程度である。

§ 1 — 近代国家の進歩的憲法と国際法の発達

1 — 理論的基礎：国家主権

18. ジャン＝ボダンJean Bodinの貢献 — 国家の本質的基準としての主権に関する最初の明示的な理論的公式は、ジャン＝ボダンと1576年に出版された彼の《共和国》と題する6巻の書物に由来する。ボダンが採ったアプローチは、明らかに彼の時代と結びついており、当時の政治的現実に対する確かな観察から得られた成果であった。フランスは内乱と宗教戦争でひどく弱体化していた。ボダンは、無政府状態に対する根本的な対処法がすべての封建勢力と教会勢力に対してフランス王を強化することであると考えた。そのとき、ボダンにとって、国家の本質は統治の統一《全権力 *summa potestas*》（または《主権 *souverainete*》）であり、それを持たない国家は、《竜骨の無い生き物》に過ぎなかった。ボダンは国家について、《最高の権力（*summa potestas*）および理性として共通の国家を持つ多数の家族と物の集合体》であると定義している。主権について《最高の権力》とする本質的表現は、支配者の地位について認められるので、主権者は（絶対的に）支配者にならざるを得なかった。このことは、君主—又は、国家—が全ての法の上に君臨することを意味するわけではなかった：君主は実際には、神法や自然法（又は、理性法）、諸民族共通の法、及び統治法（即ち、王国の《基本法》）によって支配されていた。要するに、ボダンにとって、主権とは、政治的社会を支配するための国内法の本質的原則であった。主権は国家が法の上に君臨することを意味するわけではなかった。

19. ホッブズの極言 — 続いて、この主権観念の《極言》が現れた。その極端な主権観念は—例えば、《リヴァイアサン》（1651）を著したホッブズによって—全ての法の上に君臨する国家の絶対的権力であると定義された。この定義に従い、主権が国家の絶対権力に吸収されるならば、主権自体、上位法のいずれの規範にも従属しないことになる。そうすると、各国際法規は主権国家とは無関係となり存続することはできなくなる。この命題では、長い歴史を持つ国際法の存在は否定され、19世紀のオースティンAustinや今日のアロンR.AronやブルドーG.Burdeauのような理論を支持する形になる。

2 — 基本的道德：国家の世俗化

20. — ここでは、教会に対する国家の反乱と国家の明確な勝利を意味する宗教改革の原則を論ずる。新教徒は、欧州の半分の地域において市民階級の権力が国内で優位に立ったので教会の復興と統一に貢献できると考えた。更に、旧教が支配するもう半分の欧州地域では、教会はきわめて弱体化してもはや国家のライバルではあり続けられなくなった。

要するに、ブルジョワ階級が握った国家の領域主権の最高性は16世紀から明確に基礎が固まって行く。世俗化しつつ、国家権力は深部で強化されていくのである。

3 — 近代国家の構成要素

以下は近代国家の継続的存立にとって不可欠な要素としてよく知られている。

21. **領域** — 国家《領域》という観念は、中世を支配した領主の《土地所有権》の思想から次第に解放された。16世紀から、領域は国家の本質的構成要素の1つとして評価されるようになった。領域は、国家の排他的権限又は権能が行使される地理的限界を意味した。《国境》観念は、やがて他国との領域権限の空間的範囲を確定するものと評価されるようになった。まさにこの領域的限界の内部で、国家は排他的に全能の領域管轄権を行使したのである。
22. **国民** — 同時代に、《民族》思想が重視され始めた。国家領域で生活している個人は、共通の歴史に基づいて築かれた民族共同体への帰属感を強め、将来にわたって団結を維持することを望んだ。民族国家を保護するのは《彼ら》の任務であったが、国籍に基づいて忠誠の義務をも負っていた。近代国家も、新たな《行動の権原》つまり新しい《管轄権》の観念を取得し、对人的権能を主張するようになった。
23. **恒久的管理** — 最後に、この時代に国家による軍隊に対する恒久的管理が始まったようである。《私的に》管理されてきた軍隊が次第に消滅した。近代国家は公行政と軍隊管理を独占するに至った。
24. **ウェストファリア条約による主権国家の確立** — 近代国家の背景も忍耐強く組み立てられた：主権的政治団体として恒久的行政を執行し、明確に限定された領域と人民に対して排他的管轄権を行使した。当時、近代的国際関係に法的に平等な主権国家が現れようとしていた。その結果、主権国家相互の関係を規律する特別な技術と

して署名国全ての合意を示す条約が必要となった。主権国家の要素全てが1648年のウェストファリア条約で公式化されたのである：それらが、正当にも、主権国家関係を規律する《古典的》国際法の出発点になったようである。

4 — 18世紀末の国際法の急展開

25. **従前の成果の強化** — 国家実行の上で、従前の相当数の国際法の制度が強化されている。条約は国家間関係の特別の手段であり続けている；その適用分野は相当広範囲に及んでいる（特に商業分野で最恵国条項は大いに発展した）。形式的なかたちで主権国家間の連携の明示の合意を示しているという意味で、条約は簡便な手段として好まれている。明らかに、慣習は常に国際義務の源泉であるが、慣習法は国家間の黙示の意思の合致として現れると考えられている。もっと重要なことに、一部の慣習法規が今日においても有効性が承認されている：常駐外交使節の存在、外国の代表者の身体の不可侵、外国の外交官の《治外法権》、外国及びその代表者の一般的な特権・免除、海洋の自由、戦争の合法性、武力紛争時における第3国の中立の地位などを慣習法が定めている。

26. **国際法“創設の父”の役割** — 注目すべきは、同時代に、実定法の勝利が（条約の大いなる発達ゆえに）顕在化し、全ての自然法思想が斜陽の道に追い込まれた。

《国際法創設の父》であるヴィトリア Vitoria（1480-1546）、スアレス Suarez（1548-1617）、グロチウス Grotius（1583-1645）、ヴァッテル Vattel（1714-1769）は、それぞれ書物を著して、万人を拘束する超越自然法—その前期には宗教的自然法であり、後期には非宗教的自然法であった—が存在するとの考えを広めた点で功績が大きかった。本質的に、これらの学者は、人間理性の偉大な功績（書かれた節理 *ratio scripta*）と見做されていたローマ法の中に自然法の諸原則を見出したのである。ローマ法は又、この時代の《文明》世界共通の法的遺産である限りにおいて実定《国際法》の淵源になったと思われる。全ての実定法に超越し現代国際法を生み出した《自然法》思想の驚異的な力に改めて注目せざるを得ないのである。《自衛》権も国連憲章上の《自然法》の資格を持つ。人権及び基本的自由も民族差別禁止原則から生まれている。更に、身体の拘束から、例えば、人道に対する罪や戦争犯罪が導かれる。

《強行法規 *jus cogens*》概念も然りである。近代国家の主権教義にもかかわらず、国際社会の全ての構成員に課される《超国際法》の存在が確認されるのである。

27. **“永久平和”構想** — 最終的に、近代は国際法上、国家間の《永久平和》構想が生まれたことで知られる。その動きは、14世紀から始まり、1305年にピエール＝デュボア Pierre Duboisの構想が公表された；これに続いて、1461年にはボヘミア王ボディエブラ Podiebradが、1603年にはシュリー Sullyが、1623年にはエメリック＝クルーセ Emeric Cruceが自らの構想を発表した。これらの思想は《法による平和》という《理

想》を説いていたのであって、ある程度の成功を収めたものの、やがて消滅していかざるを得なかった：とりわけ、今日の1919年の国際連盟や1945年の国際連合のような制度を創設すべきことが示唆されていた。その他、戦争を除去しようと努めている国際社会の構成員たる国家の国民的団結を強化するため独立国家間の関係の制度的組織化が重要であることを、前記の学者たちは主張した。

§ 2 — 古典的国际法：国家間社会の法

28. 19世紀に関する定式論 — 近代国際法は、本質的に、19世紀中に形成された。その多くの規則や原則そして制度が今日でも存在している。19世紀の国際社会の産物である国際法が概して現在でも適用されている。さて、その国際法が実効性の根拠が今日、弱くなっている。《古典的》国際法はすでに、現代国際社会の仕組みやその需要、そして多様な欲求に応えられなくなっている。

1 — 古典的国际社会の構造

それは比較的単純である。当時、もっぱら国家で構成される社会が存在していた。この社会は全体としてはかなりの同質性を維持していたが、実際には、少数の国家によって《指導される》社会であった。

29. 国家間の社会 — 19世紀の古典的国际社会はとりわけ国家間の性格を持っていた。それはもっぱら主権国家及びその同等物（稀な例を挙げると、19世紀後半に《国際機構》が生まれている）で構成されていた。更に、国際社会の構成員の数も全体として拡大が続けているが、強く制限されている。1815年には約15の人類集団が国家を形成していた。第1次大戦前夜には、40あまりしか国家は存在しなかった。国際法の適用地域は19世紀を通して徐々に拡大した：オスマン＝トルコ帝国や日本、中国、ラテン＝アメリカ諸国は徐々に国際協調に取り込まれていった。

30. 同質的社会 — この国際社会は政治・経済・社会の各面で比較的同質の諸国家で構成されていた。政治秩序について多かれ少なかれ各国で民主主義が宣伝されたが、その指導者階級は当然のことながら現状維持派及び穏健派であった；当時、国家間に公式のイデオロギー紛争は存在しなかった。経済秩序に関しては、自由貿易主義の利点は普遍的であって国家は対内的にも対外的にも経済生活で不干渉の立場をとるべきとの信念が存在した。更に、諸国家の経済力もほぼ同一水準であった：《富裕》国と《貧困》国を有効に線引きできる基準のようなものは無かった。社会秩序に関

して、共通の《西洋的》価値体系がもっと大きな共通の価値観になると同時に、諸国家の国内構造は近接して言った。

31. “ヨーロッパ協調”の支配 — この古典的国际社会はこの期間を通じて、少数の欧州諸国家（ドイツ、イギリス、オーストリア、フランス、ロシア）によって支配されていた。これらの国家は神聖同盟及び《ヨーロッパ協調》という合意形式の下に《事実上の国際政府》を形成していた。又、この時代の大問題として、《ウィーン会議》で団結した少数の国家グループにとって以下の諸点が現れていた：例えば、1885年のベルリン会議当時、欧州13カ国とトルコとアメリカが同時にアフリカの分割を進め、コンゴ盆地と《コンゴ自由国》との地位を定めた—後者はその後ベルギー植民地になる前にベルギー王レオポルドの個人的管理に移された。アメリカの元国務長官キッシンジャーの心を深く捉えたこの大権力を持つ《事実上の国際政府》は、約1世紀にわたり国際関係の相対的安定をもたらした。国家間関係を安定的に規律する国際法、即ち、国際《公》法の発達に有利な条件が全てそろっていたのである。

2 — 国際《公》法の発達

32. — ここで第1次大戦前夜の国際公法の体系を提示することは容易い。注目すべき諸条約を指摘するだけで十分であろう。
33. 国際法の発達 — 19世紀全体を通じて条約の驚異的な発達に注目せざるを得ない。1815年から1924年までの期間に世界全体で国家間で締結された条約総数は16,000に上った（See Nussbaum, op.cit., p.197）。同研究によれば、1917年に約10,000の条約が効力を有していた。
34. 多辺条約の発明 — 質的には、19世紀に注目すべき変化が生じた。あれだけの多くの国家が通常、1つないしそれ以上の文書によって連携するために、《多辺》条約の手法が《発明された》。この技術的進歩によって、この時代の一部の多国間条約は万人に適用される国際法規範であると考えられた（例えば、河川法や中立法の分野）。その種の多国間条約の重要性を示すために、そうした条約はしばしば《国際立法》といわれ、注意深く合意され再検討されている。
35. 国際法の新分野 — 国際法の新《分野》が現れた。条約が増加したため、きわめて当然の成り行きながら、国際法がその当時まで見逃していた分野に徐々に適用されていった。まず、国際交通に関する国際法の大原則がこの時期に定立された；多数の《河川条例》が大きな国際河川《ライン河、エルベ河、エスコー河、ダニューブ

河、コンゴ河)について作成されると共に、海洋を結ぶ運河(スエズ、パナマ)に関する《協定》も作成された。国際経済関係も商業分野の多数の条約の規律対象になった。この分野での諸国家の条件付条約を好む実行は通貨分野で一般化し、19世紀後半には最初の条約が締結された(有名な1865年のラテン連合など)。また、個人の往来の分野でも条約締結交渉が進められた。国際私法の統一が国際社会の主要目的の1つになり、その実質的に最初の会議が1893年にハーグで開催された:実際に民事手続に関して(1896)、また、家族法に関して(1902-1905)条約が締結された。工業所有権及び著作権の保護が、国際的なレベルで、1883年と1886年のベルヌ条約で確保された。最後に、身体の保護を目的とする多国間条約が増加したことに注目すべきである(黒人奴隷の売買を始めとする人身売買の禁止や1864年のジュネーヴ条約で規定された戦時における傷病者の保護)。

36. **国際法の新たなテーマ** — 国際法の新たなテーマのうち、主要テーマは国際機構だと思われる。それは国際行政連合の形態で19世紀後半に現れた。その最初は、1865年の国際電信連合であったし、2番目は1874年の一般郵便連合(1878年に万国郵便連合になる)であった。国家間機構の形態での国際法の新テーマが出現したが、大事な点は、これがこの時代の限界的現象にとどまっていたことである:国際関係の制度化は第2次大戦後すぐに重要な展開を見せることになる。

37. **紛争の平和的解決** — 19世紀の主要関心事の1つとして現れた平和の維持のために、国際紛争の平和的解決のテクニックが発達し組織化された。新たな手段は外交的形態で、即ち、仲介、居中調停、審査、調停という形で現れた。仲裁条約や和解条項を挿入した条約が多数締結され、国家間での一定の紛争を解決するための調停権限が定められた。このタイプの特別協定を締結して、この時代の最初の大きな仲裁裁判が1872年の英米間のアラバマ号事件で実現された。この時代の最後に、ロシア皇帝の呼びかけの下、義務的管轄権の無い—武力紛争に発展することを回避するために権能を広げた常設の国際裁判所を設置する試みが始まった。国際法の尊重に基づく平和を維持する偉大な発想が、このように継続し、独立の国際裁判所に国家に法を尊重させる責任を担わせる試みが完成した。例えば、1899年と1907年に《万国》平和会議がハーグに招集され、この時代の現実を目前にして、ある程度の成功を収めたことは間違いない:明らかに、武力行使の権利は制限されなかったし、明らかに義務的裁判管轄権は認められなかった。明らかに、常設裁判所の構想は死文化した。それにもかかわらず、この2つの会議で、国際紛争解決のためのいろいろな手段が制度化され、今日的なあらゆる価値を擁護した。とりわけ、常設仲裁裁判所(C.P.A.)創設に道を開いた。同裁判所は、国際レベルでの司法権の最初の制度化であって重要な役割を果たして今日まで存続している。

常設仲裁裁判所（C.P.A.）はこれまでのところさほど忙しくは無い：1899年から1907年の間に4つの事件が付託され、1907年の第2次平和会議から第1次大戦開始までの間に8件が付託され、1919年から1940年までに12件が付託され、最後に1945年以降6件が付託された—1世紀以上存続しているのに総計わずか30件である（See *The Permanent Court of Arbitration: international arbitration and dispute resolution* ed. P. Hamilton et al., Kluwer, La Haye, 1999）。

この裁判所は裁判機関としてほとんど活動していないとしても、その代わり、その国際事務局は仲裁手続の書記課として活動してきた—今後も活動していくであろう—（例えば、1996年度の年次報告書を見よ）。その他、同裁判所は国際司法裁判所判事の選挙手続において一定の間接的な一役割を果たしている（本書後掲1434節を見よ）。

第 Ⅲ 部

両大戦間の国際法の発達

ここで更に、この時代の国際法のもっと顕著な特徴とその時代的貢献を紹介しよう。

1 — 国際機構の発達：平和と国際関係の制度化

38. — 国際関係の制度化の現象は第1次大戦終結まではまだ限界的性格のものであったが、アメリカ大統領ウィルソンの思想の勝利と（ベルサイユ条約による）国際連盟の創設と共に、時代の一大潮流になった。国際連盟は、最終的に挫折してしまっただが、《法の下での平和》という古くからの思想に基づく最初の制度的実現であった。しかし、その権限は、《革命的》企てとして評価される価値がある。

同じ意味で、国際関係のきわめて重要な部分が、世界的なレベルで国際労働機関の創設によって制度化されたことが指摘できよう。この機関はとりわけ労働者の保護のための条約を採択し、万国共通の最小限の規範を定立する責任を負っていた。国際労働機関憲章は、1919年6月28日署名されたベルサイユ条約第13篇として同条約に組み込まれていた。

39. — 制度化の動きは地域的レベルでも現れている。例えば、ラテン＝アメリカ諸国家間の機構が今日成立している。英連邦も形式主義を大きく省いて組織された地域的国際関係の機関として言及されている。

40. — 最後に注目すべきは、言葉の機能的意味で理解される地域主義思想から解放された新たなカテゴリーの国際法主体が生まれていることである：国際公法人がそれである（1957年以来、L.G.D.J.から出版されたH.T.Adamの各種研究書を見よ）。このタイプの最初の制度—本当のことを言うと、きわめて雑種的な性格のものであるが—は、1930年にとりわけヤング計画の名の下にドイツの戦費賠償を確保するために設立された国際決済銀行（B.R.I.）であった。

2 — 国際関係での武力発動の制限と禁止

41. **国際連盟の実行** — 歴史上始めて、国際連盟規約が紛争解決のために戦争に訴える国家の権利を一最大限度まで一制限することに成功した。規約 § 12・§ 13・§ 15を合わせて読むと、《戦争モラトリアム》という複雑なシステムが見えてくる。このシステムは規約違反が起きたときは経済制裁または軍事制裁を組み合わせていた（§ 16）。本質的に、このシステムは、戦争を《国家の留保領域》から排除し、常設国際司法裁判所や仲裁裁判所または国際連盟理事会の審理の間は戦争に訴えることを違法として、事前にこれら3つの手続のうち1つを履行することを義務づけた。
42. **ケロッグ＝ブリアン条約Le pacte Briand-Kellogg** — 1928年8月28日の有名なケロッグ＝ブリアン条約は、《違法な》国際戦争に適用される基準としてははなはだ不完全なものであった。その§ 1は実際に、《各締約国は・・・国際紛争を解決するために戦争に訴えることを（非とし）、国家政策の手段としての戦争を相互の関係において（放棄する）》と定めた。この規約は、多数の重大な侵害を被ったけれども、全ての国家によって受け入れられ、実質的に国連憲章施行の基礎となっている。半世紀後、国際法はこの規約を常に考慮して、国際実行の現実や事実に取り組んでいる。

3 — 国際裁判権の制度化

43. — そのときまで一きわめて特殊な常設仲裁裁判所や1907年から1917年までの短命な中米司法裁判所を除いて一国際法に基づいて国家間の紛争を解決する責任を負った常設の国際裁判所を作ろうといった努力はことごとく失敗していた。その努力は第1次大戦後再開され、1920年に常設国際司法裁判所（C.P.J.I.）規程という急に特別の合意が形成された。この規定の本文はほとんど変更されずに国際司法裁判所（C.I.J.）規程に移行している。同規程は国連憲章と一体化しており、それと同等の効力を認められているが、他方で、この新裁判所は国連機構に組み込まれ、国連の《主要機関》たる地位を認められている。

4 — 国際法の実質的拡大

2つの特殊な分野がここでこのタイトルの下で引用される価値がある。

44. — 《少数者の保護》に関する極めて精緻で斬新な法体系が第1次大戦を終結させた諸条約の中に現れた。個人が国際舞台に堂々と始めて現れたのである。個人というカテゴリーが国際条約による保護の対象になったかのようであった：例えば、《労働》分野については、国際労働機関が第1次大戦後の講和条約で《少数者》のために設立された。
45. — そのほか、国際法は徐々に、国際経済領域、即ち通商・金融分野にまで拡大している。特に注目されるのは、第1次産品の通商の規制を目指した《コントロール：管理協定》といわれる初期の協定（1934年のゴム協定、そして1937年の砂糖協定）である。

第 IV 部

現代国際社会と国際法の新展開

46. — 第2次大戦の終結以来、国際社会は相当な変動を被っている。その深刻な変型は2つのタイプに分けられる。水平的変型と垂直的変型である。水平的変動に関しては、国際社会の新たな行為主体が現れ、国際社会の同質性が失われ、今日、国際社会は《不均質性》がその特徴となってしまった。垂直的変動に関しては、新たな多数の分野が出現し、国際法の勢力範囲が拡大している。これら2つの現象が結びついて、抗し難いほど国際法とその役割—その定義はさておいて—の全体像は複雑化している。

§ 1 — 国際社会：国際社会の行為主体の多様化

1 — 国家

47. — 今後は国際的レベルで1国家の言葉だけに注意を払うわけには行かない。現代国家は20世紀のはじめから、その前身たる16世紀の国家とは全く異なる姿になってしまった。その現象は単に量的な側面だけでなく、質的な側面について前面に出て

いる。

a) 国家の拡散

48. 緩慢な現象 — 一見して判るとおり、この現象はかなり顕著であるといえる。しかしさほど重大な意味は持っていない。20世紀の始めに、約40の人類の団体が国家の形式で組織化されていた。それが、1899年と1907年にハーグ平和会議に参加した国家数であり、当時普遍的と考えられた国家の数であった。それに続く半世紀の間に、国家の数はわずかに上昇した：国連を創設した1945年のサンフランシスコ会議に51カ国が代表を送った。

49. 最近の加速化 — 戦争直後の数年間は国家数は安定していたといえる。国家数は、1950年代末に脱植民地化の運動と共に急増した。その後10年間に民族集団が相次いで独立を達成し、国家としての国際的地位を取得した。そして、現在、国連加盟国は190カ国近くに達している。常に、2重の現実の動きが社会の国家化の現象を抑制していた。1つは、民族国家が連邦国家型の上位団体又は超国家型の上位団体の中で消滅する傾向があるということである：それこそ、ヨーロッパ社会が欧州経済共同体を目指して得た教訓である。他の1つは、その逆に、ソ連、ユーゴなど多民族国家の内部分裂である。それによって、国籍原則に基づき約20の新国家が生まれた。

b) 国家の異質性

19世紀の国家を見ると、今日全く見ることでないかなり大きな同質性に注目せざるを得ない。その同質性が相当数の国家に看取できるのである。

50. 異質な構成要素 — 国家の構成要素はさまざまな基準で指摘されている。明らかに、国家は全て、領域、人民、恒久的政府、そして国際的主権を保有している。まさに形式的分析ではそうなる。まさしく、一般論として、国家主権はますます神話となり経済的性格が顕著になっている (See The Economist, 23 June 1990, p.69)。国際通商の相当規模の規則的発達、国民経済の発達の国際交流への依存、及び、国際民間投資の顕著な増大が、近年とどまるところを知らず、国際経済統合を加速させ、諸国家の相互依存を強化している。権力的に決定し完全な主権の下に政治的経済的に執行していくという意味での独立には程遠く、今日、諸国家は共存を強いられている。国家の経済主権の弱体化—その喪失を考えてみよ—がこの分野に限定された問題ではないことは言うまでもない；それは直接、広い意味での国家の独立、即ち、政治的主権に影響を及ぼす。経済的なグローバリゼーションの拡大によって、国家主権

概念が徹底的に再検討されている（See Mohamed Salah Mohamed Mahmoud, *Mondialisation et souverainete de l'Etat*, J.D.I.(clunet).see in general S.F.D.I., *L'Etat souverain a l'aube du XX I e siecle*, Colloque de Nancy, Paris, Pedone, 1994）。その他、より明白なことだが、新《国家》の相当数が先行き不透明な脱植民地化の運動から生まれた。それら新国家の国境線はしばしば不明確で紛争の種になっている。住民は19世紀にしばしば大国の意のままに支配され、今は旧植民地の範囲内で生活し統一性の欠いた状態で、人間性も考慮されず、《辺境国家》の地位に追いやられている：どれくらいの種族や民族が新たな多数の隣接国に分散したことか？それら国家はしばしば現実的というよりも理論的であって、自らの広大な国家領域に名目的な管轄権を行使しているだけである。主権、即ち国家の独立はこれらの新国家にとって、とりわけ小国にとって、現実を示しているというより教義としての性格が強い：その意味で国際舞台での《極小国家》の問題と同じである。今日、極小国家又は《ミニ》国家の数が増えている：例えば、今日、87カ国が500万人未満の人口であり、58カ国が250万人未満の人口であり、35カ国が50万人未満の人口である（See *The Economist*, 3 Jan.1998, p.63）。要するに、これらの《新》国家の多くは特に不安定で脆弱であると見られている。国際緊張の恒久的原因—近年の歴史がかなり明瞭にそれを示している—として、戦争に訴える権利が状況が許せば依然として行使されている事実を指摘できる。（例えば、1945年以来、さまざまなタイプの武力紛争—国家間戦争、内戦、独立戦争や分離戦争—約1,700万人の人命を奪った。この数字は第1次大戦中の軍人犠牲者の総数を超えている；北アイルランドの事態や1991年の湾岸戦争を除けば、全ての軍事作戦は第3世界の国々に集中している・・・ See *The Economist*, 12 March 1988, pp.15, 21-24）。それゆえに、地球的レベルの“法秩序”—法治国家の存在という本質的条件—の下で新独立諸国家の国際関係を強化するという国際共同体の一般的課題をよく理解できる（voir “*les Nations Unies et la restauration de l'Etat*”, sous la direction d'Y. Daudet, Paris, Pedone, 1995）。

51. **イデオロギー闘争** — 約190カ国で採用されている政治制度には、180度正反対の哲学的概念が現れている。さて、以前、《保守的》制度と現代的制度が存在していたが、今日、公然と革命的と評される国家と《自らの》適当な制度を全力で開拓している国家とが存在している。国際的レベルで実行されているこの政治的宣伝行為は、制度を緊張させ不安定化させる要因になっている。言い換えれば、イデオロギーが国際舞台に登場し、紛争を惹起し、平和共存をいっそう困難にし非現実的にしている。ここで言及しているのは、勿論、過去50年近くの間（1945～1989）、時代の顕著な特徴の1つであった東西のイデオロギー闘争のことである。

52. **経済的分離** — 諸国家が採用していた経済制度の同質性は全く砕け散ってしまった。

基本的な2方向へ分離したといえるが、社会主義経済の方向は弱体化し消滅しつつある。以前、《資本主義》の美德を支持する合意が存在していたとき、即ち、最近の分析で、《政治》(統治)と《経済》(支配)の相違に基づいて、前者は公益の擁護者たる国家に留保され、後者は個別利益擁護の名目の下に民間に委ねられるとする原則があったとき、この区別は攻撃非難の対象となり両者の相違は狭められた。そして、歴史的唯物論に基づいて国民国家の全領域において排他的役割を演じた社会主義体制を確立した1917年のボルシェビキ革命以来、この社会主義モデルは地球に住む人類の半数以上に広まったが、1989年以降、少なくとも中・東欧では滅んでしまった。東西のイデオロギー闘争に加えて、国家の社会的経済的組織の優劣を巡る争いも現れたからである。

第2の分離の系列は、パンディト＝ネルー(昔のインドの首相)が考えていた以上に重要であり、現在、(資本主義国化社会主義国化を問わず)《富裕》国と《貧困》国との対立を招いている。かつて全ての国家が相対的に貧困であった時代と比べて、今日、(工業化された)先進国と(第3世界の)開発途上国との間には大きな格差が生じている。更に、後者のサブカテゴリーとして、例えば、《新興工業国》(N.P.L.)と《後進国》(P.M.A.)—石油輸出国を忘れてはいけ—という区別が存在する。この大きな経済対立も現代世界を大きく揺さぶっている。それと並んで、現代の中心的争点の1つが、新国際経済秩序を通じた世界的レベルでの富の再分配である。それこそ、古典的国際経済法の論点であった(See D. Carreau et P. Juillard, *Droit international economique*, Paris, L. G.D. J., 4e ed., 1998, Nos 45~50).

53. “西洋的”価値観の闘争 — 最後に、ユダヤ的キリスト教道徳に基礎付けられた《西洋的》価値体系は、それ自体、国際社会共通の基礎として受け入れられるにいたらなかった。国際舞台への新国家の登場によって、そのときまで国際的影響力がなく無神論国家を知らなかった哲学及び宗教(イスラム教、ヒンズー教、仏教)の重要性が再認識された。即ち、《アラブ民族》や《アラブ＝イスラム》世界の思想のような国際的な政治的・宗教的勢力の出現によって、概して伝統的国際法の基礎となっていた国家や国境という伝統的観念が破壊されてしまった。更に、1991年の湾岸戦争の危機によって、この矛盾が明るみに出た。

54. 現代国際法のこの異質性の帰結 — この諸国間の極めて大きな—そして明らかに増大している—異質性は、現代国際法に2つの基本的な結果をもたらした。最初に、その異質性は諸国家共通の重大関心事にならざるを得ず—又、重大関心事であり続けざるを得ず—、妥協を達成しがたい問題になっている。当然のことながら、国家の同質性が存在し共通の利益の存在を確認しやすいがために団結を確保しやすい地

域国際社会で、より重要な国際法の発達が見られる。更にいえば、同じ背景の下で、国際法は、国家間関係を規律する唯一の法としての統一性を失いつつある。かつて、全ての国家は主権平等原則に基づき同一の法に服していた：国際法の統一性は論理必然的に全ての国家の主権平等に由来すると考えられた。今日、全く状況が変わってしまった。弱小国家（一般的に、《第3世界》の国々）は、国際法の改革と不平等の縮小を求め、自分たちに特権を与え富裕国に義務を課すよう求めている。こうした要求は、1世紀以上前から産業民主主義国の国内法の発達なくして実現されえなかったのもあって、多様性と不平等な法主体の現状に鑑みて、実体のなくなった主権概念の《形式的》側面ではなく、《現実的》側面を示している。国家の発展段階の機能を意味する非統一的で異質な新たな国際法概念は、すでに、新たな海洋法や、国際経済法一般の分野で顕著な発達を遂げている（最後の点について次を見よ。D. Carreau, *Le nouvel ordre economique international*, J.D.I., 1977. 595）

2 — 政府間国際機構

55. 拡散 — 歴史的に、最初の国際法主体として現れた国家がその本来の主体であるといわれる。

国際機構の創設プロセスは19世紀末から始まったとしても、第2次大戦後に大きく加速した。その現象は地域的レベルでも普遍的レベルでも拡大した。例えば、国連の16の《専門機関》は、普遍的使命の下に《技術的な》国際関係網を形成している。《地域主義的》動きについていうと、政治的技術的機構の大発生がその特徴である。そのリストを読み上げるだけでうんざりするし、どの機構に入ればいいのかと考えてもうんざりするくらいである。

現実には、（普遍的であるか、大陸内的であるか、地域的であるかを問わず）6,000以上の政府間国際機構が存在する（一般的には、国際機構年鑑 *Yearbook of international organizations*, 1997/1998を見よ）。これらの機構は国家よりも数が多く、実際に健康問題から人工衛星の打ち上げに到るまで人間活動のあらゆる分野に及んでいる。

56. “準立法的” 権力 — 国際的《公共サービス》を管理するために設立された一普遍的であるか地域的であるかを問わず一機構は、権利の実現計画に相当な関心を示している。加盟国から独立した相応の法人格を持ち、これらの機構は国際法の自主的な創造主体になっている。国際法に服しつつ、これらの機構は“準立法的” 権力といえるほどまで力強く発達を遂げている。

3 — 公的国際機構（又は公的国際制度）

57. — 更に、日々、諸国家の合意に基づく国際法の主体が出現している。それは、諸国家共通の利益、即ちフランス行政法の言葉を借りれば《公共サービス》を先例に随って処理する機構である。

まず—国際決済銀行B.R.I.（前掲40節を見よ）—は50周年を迎えたばかりであるが、この組織形態はかなりの成功を収めている。こういうタイプの機構は今、150以上存在している（H.T.Adamの正確な研究を見よ）。本質的には銀行（B.R.I.やフラン通貨圏諸国家の中央銀行）や各地の交通（モーゼル川運河やパレ＝ミュルブーズ空港・・・）などの経済分野で見かける形態である。

明らかに、これらの機構は一方では国際法と独自の関係があり、他方で、国際秩序の当事者及び所在地国の国内秩序の当事者と関係を持っている。それらの法的構造がどうであれ、それら機構は国際社会の行為主体であり、国際法の主体一定立主体といえなくとも一である。その権限に基づき、それらは国際法の形成と発達に等しく貢献している。

4 — 国内公的機関

58. — 明らかに、一般原則として、民族国家だけが国際人格を保有し、地方自治体や一地域は国際人格を持たない。尤も、この原則に対しては例外が増えている。

国内の一定の《公的組織》例えば、中央銀行や放送局、大学（フランスの場合）、分権化された団体（連邦国家や姉妹都市の場合）は、帰属する国家が定めた権限の範囲内で、国際《関係》を維持し、《条約》（文化協定、姉妹都市協定、大学間協定・・・）を締結することができる。

これらの国際社会の新たな行為主体—明らかに極めて特殊で限定的な権限を持つ—は、従来、法主体として考察されてこなかった範囲まで、古典的国际法に恐るべき問題を提起している。

5 — 非政府間組織（N.G.O.）

59. 豊富な活動分野 — 非政府間機構NGOにはきわめて多彩な形態があり、その一部は古い歴史を有する（例えば、教会や政党及びシンジケートの《インターナショナル》）。現実には、40,000以上のNGOが人間のあらゆる職業的活動分野に成立している（See

in general, *Yearbook of International Organizations*, 1997/1998)。特に、第3世界の諸国家を支援する点にNGOの本質的役割がある。：例えば、1989年度の政府開発援助ODA総額の15%に対してNGOは責任を負ったのである（当時の為替相場で計算すると600万ドル近くになる）。その重要性は尋常ではないが、そのNGOには少なくとも2つの共通点がある：1つは《営利性》がないということである（大きいという意味で《結社》である）。もう1つは、国境を越えて人類や個人の（宗教的、政治的、経済的、スポーツ的・・・）団結を呼びかけている点である。

明らかに、本質的には、NGOは一国際法主体というより一国際的《圧力団体》の《国境を越えた力》を利用している。更に、明らかに、全てのNGO—少なくとも、法的に社団の形態をとっているもの—は、いずれかの国家の国内法に服し、直接的に国際法によって《規制》されていない。

60. 公認化の始まり — しかし、NGOの特徴のうちより重要な2つの一般的な特徴を指摘しよう。1つは、一部のNGOが部分的な国際的地位を認められ公式化され始めていることである：一般的には、その現象は一部の国際機構の内部（国連の経済社会理事会、欧州経済委員会の経済社会委員会）で観察される。もう1つは、一部のNGOが国際的な《通常の権限》を行使して国際《職業法》とも呼ぶべき規範を定立していることである（例えば、国際航空輸送協会（I.A.T.A.）、スポーツ連盟、赤十字）。要するに、これら2つの点で、NGOは一間接的にしろ、直接的にしろ一国際法規の定立に貢献しているのである。勿論、このことは例外的現象にとどまっているが、《古典的》国際法の立場からは無視できないレベルに達している。

6 — 私人

61. 個人に対する伝統的無視の終焉 — 古典的国際法の伝統的手法は個人を《無視》し、《国家の壁》に全能性を認め、《万民法》の第1の教訓を忘れることであったといえよう。個人は単に国際法の《対象》にすぎなかった。情況は第1次大戦後、若干変わった。一定のカテゴリーに属する個人が、国際裁判所で国家と対等の資格で訴訟当事者となる権利が直接承認されたのである：1919年の平和諸条約で《保護された少数民族》も、彼らの権利の裁判権の保障を確保するための混合仲裁裁判所に訴えることができた。更に、《労働者》も国際労働機関ILO及びその内部で採択された国際条約によって保護された。個人を極めて限定的な国際法—明らかにその派生—主体として承認する実行は、第2次大戦後、地域条約のジャンルで看られたし（例えば、1951年の欧州人権条約、1957年のローマ条約）、普遍的条約のレベルでも、1966年に国連内部で採択された市民的・政治的人権規約と社会的・経済的人権規約とが存在

している。

62. **法主体としての多国籍企業の出現** — 国際法体系の近年の《一段と革命的な》発達
は、私法分野の道徳的主体たる多国籍企業の活動の圧力、もっと正確に言うと、その
経済的権力に負っている（See Kopelmanas, 多国籍企業への国際法の適用, RCADI
1976, vol.150, p.114）。国連貿易開発会議UNCTADによれば、世界に今日、65,000も
の多国籍企業が親会社として850,000の子会社を擁している。同一の情報源によれば、
2002年に調査された大企業100社について、71社が単一国籍であり、29社が多国籍企
業であった。多国籍企業の《国際》人格を全く否定していた古典的国際法の伝統的
枠組みが、徐々に破壊されてきている。これらの企業は多数の国家の同意を得て（同
意のない間は反対されていたことになるのだろうか？）、一定の《国際人格》を承認
されている。そうした国家の同意には、国家の民族資源開発のための国家との契約
（国家契約）が含まれる。また、経済取引を定めた《協定》によっても、その同意
が示されている（石油企業カルテルと産油国との間の1970年始めの《石油協定》や、
日欧の鉄鋼生産者連合の代表者とアメリカ政府との間で締結された鉄鋼の輸出自動
調整協定など）。企業同士で、かなり頻繁に《カルテル》や《トラスト》を結成し、
国際経済関係に深刻な影響を及ぼしている。それらは国際法の形成に競って参加し
ている。古典的国際法—この分野で今も優越的地位を占めている—は、企業を《公
的》又は非《私的》主体として承認していないので企業にどのような国際法的地位
も認めていない。さて、古典的法学の分野では、立法者にもつばら注意を向けてお
り、《多国籍企業》の役割が考察された形跡はない。《多国籍企業》が言葉の形式的
意味での《条約》を締結できないことも明らかである：他方、実質的には、多国籍
企業が国家と共に採択する規約は、その内容については伝統的な国際協約とはまっ
たく異なるのではないだろうか？国際法は、現代の経済的実情の下では損害が直ち
に発生することを認識し理解しなければならない。

§ 2 — 現代国際法の構造と範囲

63. — 現代国際法の構造と射程範囲は、国際社会が1945年以来被った記憶に新しい大
激動によって深く修正されてしまった。現代国際法は、その主体の異質性と新たな
適用領域の増加とによってきわめて多様な法体系になっている。

1 — 法主体（人的理由）による国際法の多様化

64. **国際法の統一性の終焉** — 法の本質的役割は、法主体の権能と秩序との創設である。

この権原に関して、古典的国際法の役割は簡明であった：それは、同質性に基づいて同一の地位を保有する法主体の唯一のカテゴリー——国家——にその任務を付与していた。さて、国際法の新たな《主体》の登場によって、国際法の統一性は崩れることになるだろう。別言すれば、国際法の全ての主体は、かつての同一の権限を行使しているとはいえないのである。

65. **権限に基づく階級的主体** — 今後は国際法主体の権限分野での機能によって設立される国際法主体相互間の序列が出来上がっていくであろう。要するに、国家は16世紀以来獲得した国際法の《本来的》主体という特徴によって万能の国際的権限を行使してきたようである。《公》法の道義的人格（国際機構、国際公法人）が、それに続いて、特殊な権原を取得して国際法主体に加わってきた。最後に、低レベルで不完全な主体として私人が副次的で機能的な権能を与えられている。

付論ながら、国家は既に、同一の地位、即ち同一の権利・義務を有しているわけではない。同様に、国際関係のレベルで、往時の統一性を失っている。

要するに、現代国際法は、その規範の最終的主体の多様性に適応すべく、自ら多様化すると共に《複数ギヤ》の体系になったのである（より深い研究書として次を見よ、G.Ladreit de Lacharriere, *L'influence de l'inegalite du developpement des Etats sur le droit international*, R.C.A.D.I. 1973, vol.139, p.227）。

2 — 適用領域の多様化による国際法の多様化（内容的理由）

66. **国際法の波及** — 古典的国際法は比較的わずかな分野で適用されていた。例えば、本質的に国際法秩序内部での国家の権能に関する分野がそれである。そのほか、国際法が特権を認めている分野：戦争と平和、紛争の平和的解決、外交官の特権及び免除などの諸分野である。

1945年以来、国際法は新たな技術的専門領域（経済、健康、旅行、税制、環境、気象、開発、宇宙・・・）に拡大している。

最後に、今後半世紀で国際法がもつばら普遍的性格を持つ法体系になれば、多数の地域国際法に授權する構造に依拠して深く《浸透》していくであろう。

要するに、実質的には、今日、多数の《技術専門的》国際法が成立しているが、それらはきわめて多数の地域的《多様性》を尊重して普遍的細則体系を維持しているのである。

(以上、第1回邦訳分)

【参考資料（中国文邦訳） —中国における国際関係研究の特徴—】

北京大学国際関係学部が編集した“国際問題双書”が読者諸氏の目に触れることとなったのは学界としての慶事である。双書の内容は多岐に渉り豊かであって、其の意図するところは、時代とともに歩み、新たな情勢を把握し、時代の課題を探究し、問題解決の新たな視点を提供し、時代の特徴を提示し、有為の人材を育てることである。

現代の国際情勢や国際環境は深刻で重大な変化をこうむっており、まさに今日は時代の一大転換期であるといえよう。そのため、国際問題研究の分野では時代に密着する姿勢が求められ、なおかつ思考方法の転換が求められている。当面、特に注意を要する3つの重要で普遍的性格の問題がある。

第1は、国際問題研究が国家的特色を持っていることである。

あらゆる現象には共通する部分とそれ特有の部分が混在している。固有性を論ぜずして共通性は見出しえない。しかし、共通性は固有性の中からのみ見出しうる。これは何人も否定し得ない哲学的常識である。国際問題の研究においても其の国家的特色は強調せざるを得ないのである。それでは其の特色とは何であろうか？それは各国家の独自性であり特質であり独創性であるといえよう。国際問題の研究において特に国家的特色を強調するのは、各国家が個性的に明確に異なり、それぞれの立場から国際社会を眺め、其の時代に即した国際社会の発展の法則を探究し、新たな課題に対処して対策を提示しているからである。この特色こそ、この学問の本質である。特色なき学問は評価に値しない。特色は全体的普遍性との関係で明らかにされる。国際問題の研究において国家的特色を強調するのは、全体的普遍性から離脱してフィクションを構築するためではなく、研究の継続に基づいて新理論を提供するためである。この学問は理論万能主義を排するが、理論の全面否認に与するものでもない。研究を継続して比較研究の中から新理論を提示することを目指している。

国際問題を学問として研究したのはイギリス、アメリカ、フランスが最も早く、今から83年前のことである。特にアメリカでのこの学問の発達著しく、国際関係論だけでも大きな論争が3回あったし、小さな論争になると数知れないほど存在する。主要学派が10近く成立しており、それらに影響された理論は数十に上る。それらの理論は、国際社会の発展法則を探究する上で大きな貢献をしているが、全てアメリカの国益を反映するというアメリカ的特征を示している。アメリカの国際関係論の特徴は、同国の超大国たる地位や国

内情勢、更には文化伝統とも無関係ではない。アメリカはもともとイギリスの植民地であり、欧州資本主義のマーケットであったが、19世紀末から20世紀はじめにかけて欧州列強とともに地球の分割に乗り出した。其の始めから大国の地位で国際社会に登場し、直接、国際関係で主導権を握った。アメリカ文化はキリスト教文化であり、キリスト教の預定説の“使命感”を強調し、常に“救世主”を以て任じており、“民衆の救済”を自らの任務としている。アメリカの国際関係論の各学派や学者は深くこの影響を受けており、これを乗り越えられないでいる。ここに際立ったアメリカの特徴がある。

中国での国際問題研究は比較的早く始まり、中華人民共和国の誕生とともに始まった。しかし、学問としての国際問題研究は1960年代から始まった。其の契機となったのが国際問題研究を強化すべしとする政府中央の指示文書である。この指令に基づいて、全国各地に国際問題を研究する機関が設置されたが、北京大学、中国人民大学、そして上海復旦大学は中国で最も早く国際政治学科を設置し正規授業を開始し、其の分野の専門家を輩出した。中国の国際問題研究、特に其の学問としての確立はアメリカよりも遅れたことは認めなければならない。アメリカと比べると、中国の国力や国内情勢及び文化伝統は重大な違いがある。中国は昔から典型的な半封建・半植民地国家であり、西欧列強による分割と搾取に苦しんできた。長期にわたり国際政治の荒波にもまれ奮闘し、ついに社会主義国家を標榜して国際社会の表舞台に登場したのである。今日の中国は経済的には植民地ないし半植民地の状況から脱し、経済大国の道を進んでいる。また、政治的には社会主義制度を維持し、自主独立平和外交を掲げている。又、文化伝統の面では“仁愛、平和”を説く“和合文化”を貫いている国家である。中国はまさに起き上がろうとしている大国である。中国の国際問題研究の学派や学者は世界の中で独自の地位を占めるべきである。中国は自らの世界観を持ち、国際社会に対する認識を確立しなければならない。

第2は、“権利政治”を核心に据え、新たな視点から国際問題を研究しなければならない。

国際政治は複雑不可解であるけれども、権利政治を権力政治と比較してみると、両者の間に否定し得ない差異が存する。伝統的に国際関係では権力政治が主導的地位を占めてきた。しかし、冷戦終結後、変化が現れた；権利政治が国際政治の争点として新たに現れたのである。権利政治とは、強権主義に反対し、人権と国家主権と国際社会を保護し、これら3者の相互補完と統一を推進する立場である。

権利とは主に人権、主権、球権と表現され、合理的合法的権力と利益を等しく含んでおり、現代文明の3大指標である。人権は人の正当な権利であり、主権は国家の正当な権利であり、球権は国際社会の正当な権利である。球権を具体的に表現すると、国際社会が共同で制定した国連憲章と国際法諸原則であり、その他の国際団体が共同で制定した行為規範を含む概念である。

そもそも歴史の起源に立ち帰ってみると、人権思想が先ず現れ、法制度としては主権が最も早く確立し、球権(国際社会の利益)は前2者の相互作用を受けて国際社会に登場したのである。1648年のウェストファリア条約は歴史上初めて主権を確立し、球権を宣言した

と解される。18世紀のアメリカの独立宣言とフランスの人権宣言は正式に人権と主権を法文化したものである。ウェストファリア条約、ウィーン条約、そして国際連盟規約から国連憲章に到るまで、各国の主権と人権に対する認識は共通化し、国内法規範は国際法規範に成長し、国際社会の利益が確認されて拡大を続けているが、これはひとえに、主権国家が戦争の罪過を反省し、主権を維持し回復させてきた結果である。国際関係史は戦争と平和の歴史であり、大国間の争覇の歴史であり、主権国家間の歴史であり、国際社会の利益(球権)の変遷の歴史であるともいえよう。

国際社会の利益(球権)の管理は国際社会自体の責任であり、主権は国家が責任を負って行使する。球権に主権ほどの権威は認められないけれども、今日の国際社会の利益は軽視することはできず、益々拡大している状況であって、国際社会は無秩序から有秩序の社会へと変化している。

今日に到るまで、国際社会の利益の認定と推進に対して、大国は主導権を発揮し多くの利益を吸い上げてきた。国家間には形式的な平等はあったものの、本当の意味の平等はなかったのである。

但し、球権は各国の共同の願望を反映しており、主権の維持に奉仕する関係にあり、主権の強化発展を保障してくれる。国際社会の利益という概念は広いけれども、主に国家の実力に依存して決まる。しかし、ゲームの理論が広く受け入れられていることから、各国は等しく国際行為規範を他国に適用し、一定期間内に其の定着を更に図っているために、当該規範の拡大は防ぎようがない状況である。したがって、主権国家は全面的に国際社会で発言し、球権を行使し、自己固有の権利を行使すべきである。しかし、諸国家は団結を強化し、自国の発展に尽くし、球権を遵守して国政にあたり、絶えず球権を検討し改革を加えて、主権と人権の完成をはからなければならない。

今日の国際環境には重大な変化が発生しており、経済のグローバル化はものすごい勢いで進展している。政治の多極化傾向も明白であり、文化の多様化は想像を絶するものがあり百花繚乱の感がある。しかし、世界政府によって国際社会は統一されておらず、市場経済と主権国家体制によって国際社会は統一されている。又、共通の国際法規範によって統一されているに過ぎない。我々は主権と人権を同時に尊重せざるを得ない局面に立たされており、国際社会の利益をも承認せざるを得ず、主権と人権と球権を学問として統一的に把握しなければならなくなっている。主権と人権と球権は国際社会で緊密に絡み合っており、もはやいずれかを無視することはできないし、完全に分離して論ずることもできない。3権は相互に補完しあう関係にあり、ともに栄えともに滅ぶ関係であるといえる。現在は、国際社会の利益(球権)が重視される時代だといえよう。球権を侵害する行為は全て歴史の潮流に逆行しているといえる。3権を学問的に統一しなければならず、そうして始めて性格に国際情勢を観察し、国際問題も研究できるのである。権利政治と強権政治即ち権力政治がまったく異なるという認識こそ、国際問題を研究する新視覚となるのである。

第3に、主要問題が何かを把握するために、学界としては国際問題研究の学問全体の中

での位置づけと方向付けと指標の設定、所謂“三定”を行わなければならない。

孫子の兵法に”敵を知り己を知れば、百戦危うからず”という名言がある。この言葉は主に軍事及び政治の分野の言葉であったが、更に敷衍して、社会科学全般に適用できる言葉でもある。この言葉に従って、社会科学についても“己を学び”且つ“敵を学ぶ”姿勢を貫いてこそ、知見も開けるのである。己のために敵を用い、敵のために己を用い、お互いに連絡を取り補完しあうこと社会科学領域での常識であり発展の要諦である。国際問題研究は”己を学ぶ”ことと”敵を学ぶ”ことが結合している分野であるが、更に、己を知り敵を知ることにも必要な学問である。国際問題研究ではなぜ敵を知り己を知ることまで必要なのであろうか？簡単に言うと、国家に国際社会での地位を認識させる点にある。国際問題研究は先ず解決を要する問題を扱うからである。つまり、国際社会で誰が敵で、誰が友で、誰がライバルで、誰が戦略的同盟者か、誰と競争し、誰と協力するか、がとりあえず問題になるからである。学問の位置づけとともに、国際情勢の変化に絶えず対応して調整し学問と現実の相互関係を維持していかなければならない。今日、テロリズムと覇権主義の危険を正確に判断しなければならず、これが国際問題研究の主要課題になっている。冷戦時代の覇権主義と比較すると、重大な変化が生じている。覇権主義は社会制度とは関係なく、敵国と対峙し、国際法に従った政策と行動を実践する。相手が覇権主義であれ、反覇権主義であれ、誰とも交渉しないというのがこの立場のやり方である。9・11事件後、テロリズムは拡散し世界の公害になっている。テロリズムは迷わず人類を殺傷し、人権を踏みにじり、主権を侵害し、国際社会の利益を無視し、多数の人々から警戒の目で見られる。テロと反テロ、覇権主義と反覇権主義、いずれの立場であれ、テロリズムと覇権主義は現代の国際社会の主要脅威である。

歴史は鏡である。19世紀末から20世紀はじめにかけて、資本主義勢力は地球全体の分割を完了し、世界は民族、国家、地域の壁を越え最終的に一体となり、全地球的な国際問題が対立と統一を繰り返してきた国際社会の舞台に出現した。今日まで、国際問題の中身は変化を繰り返してきている。世界の経済と政治を等しく基礎として、厳格に国益を中心にすえ、大国の興亡を観ると大体5つの時期に区分することができる：（1）植民地主義形成期と反植民地闘争の時期；（2）帝国主義による世界分割と反帝国主義闘争の時期；（3）ファシストの侵略と反ファシスト闘争の時期；（4）米ソの対立と反覇権主義闘争の時期；（5）覇権主義及びテロリズムが反覇権主義及び反テロリズムと共存している時期。国際問題の展開から見た5つの時期から、私たちは3つの規則的現象を発見している。即ち：国際情勢を見ると合従連衡が繰り返されていることである。国際問題においては永久の敵がいなければ永久の友もない。国益が存在するのみである；国際問題の内容は豊富で形式も多様であるが、“永久テーマ”は戦争と平和であり、時期が違ってても比重が変わるだけである；国際問題は複雑で紆余曲折・転変を経ているが、国益をめぐって展開していることに変わりはなく、権利政治と権力政治の比較考量が行われているといえる。

歴史を鏡として将来を知ることができる。規則的に現れる現象から判断して、我々は”

方向性”を決定する：現代はまさに歴史に大転換期であって、テロリズムや覇権主義が新時代の性格を決定付ける危険性がある。文明や社会制度を異にする諸国家が長期にわたって共存し、公正で合理的な国際新秩序を樹立すべく協力し、国際関係の民主化を実現し、共同の発展と繁栄を促進し、人類のすばらしい未来を開拓している。

現代世界では国際情勢を観察し、其の是非を判断するには、新たな“標準”が必要である。そうした基準は意識形態や社会制度ではなく、強権すなわち実力が全てを決定するという公理でもない。正確には国連憲章と国際法諸原則が其の基準になるのである。国際問題は国家間の協議を通じてのみ解決できるのであって、覇権によっては解決に到りえず、これが国際社会の利益を遵守する要諦である。従って、国際社会の利益は主に主権と人権を基礎として、最も各国共通の要求を代表させることができる。世界の情勢についてみると、各国の協議によって、球権（国際社会の利益）と人権と主権の統一を図ることが枢要なのである。

国際問題研究の“学問としての位置”と“方向性”と“指標”とは“時代とともに進む”姿勢から導き出される。従って、固定観念を捨て、現実から真理を見出し、旧思想と旧認識と旧判断を破壊し、現実を照らして現実に合致しない思想・認識・判断を捨て、現実に合致する新思想・新認識・新判断を確立しなければならない。“時代とともに歩む”ためには頭脳の転換が必要なのである。

今こそ頭を転換するときなのである。

梁守徳

2002年 6 月 22 日

（出典：北京大学編訳『全球政治与全球治理』2004, pp.01~06）